

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 20 日
内 閣 府
政策統括官（経済社会システム担当）
参事官（共助社会づくり推進担当）

「平成 30 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害
及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」
が施行されたことに伴う特定非営利活動促進法の適用措置について

平成 30 年 7 月豪雨において被災された皆様方に心から御見舞いを申し上げます。

平成 30 年 7 月豪雨の発生を受け、7 月 14 日付で「平成 30 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（以下、政令、別紙 2 参照）」が公布及び施行されました。

特定非営利活動促進法（以下、促進法）についても、本政令第 4 条に該当する規定があり、当面の間の対応として政令を適用措置することで、「特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）が問われることを猶予（（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 第 4 条第 1 項）、別紙 3 参照）」し、促進法のいずれの該当規定による義務（別紙 1、4 参照）も、今回の豪雨により履行期限が到来するまでに履行されなかったものについては、平成 30 年 9 月 28 日まで免責することとされます。

特定非営利活動促進法の該当規定は下記の通りです。

担当部局職員への周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

記

- ①特定非営利活動促進法 第 7 条第 1 項
- ②特定非営利活動促進法 第 14 条
- ③特定非営利活動促進法 第 23 条第 1 項
- ④特定非営利活動促進法 第 25 条第 6 項及び第 7 項
- ⑤特定非営利活動促進法 第 28 条第 1 項及び第 2 項
- ⑥特定非営利活動促進法 第 29 条
- ⑦特定非営利活動促進法 第 31 条の 3 第 2 項
- ⑧特定非営利活動促進法 第 31 条の 10 第 1 項
- ⑨特定非営利活動促進法 第 31 条の 12 第 1 項
- ⑩特定非営利活動促進法 第 35 条第 1 項及び第 2 項、第 36 条第 2 項
- ⑪特定非営利活動促進法 第 49 条第 4 項
- ⑫特定非営利活動促進法 第 52 条第 2 項
- ⑬特定非営利活動促進法 第 53 条第 1 項及び第 4 項

⑭特定非営利活動促進法 第 54 条第 1 項から第 4 項

⑮特定非営利活動促進法 第 55 条第 1 項及び第 2 項

【問い合わせ先】

内閣府政策統括官（経済社会システム）付参事官（共助社会づくり推進担当）

担当者：茂野、川井

〒100-8970 東京都千代田区永田町 1-6-1

E-Mail : npo.cv.m6a@cao.go.jp

TEL : 03-6257-1517（直通）

FAX : 03-3581-0851